

第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、浜田地区広域行政組合が予定している第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査業務を行うための公募型プロポーザルを実施し、提案業者の当該業務に関する知見、技能及び経験等を見極め、本業務に最も適した受託候補者を、適切かつ公平に選定することを目的とする。

2 業務名称

第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査業務

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙仕様書参照

(2) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

令和 8 年度に予定している業務については、今年度選定した事業者を契約協議の第一候補者とする。

なお、令和 8 年度において予算が成立しなかった場合はこの限りではない。

(3) 提案上限額

3,208,920 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(4) 契約方式

契約は、公募型プロポーザルにより選定した受託候補者と随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第）を行うものとする。

4 参加資格

次のすべての項目に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 「浜田地区広域行政組合において浜田市の訓令を準用する訓令第 1 条第 13 号」の規定により準用する浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 5 条第 2 項の有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の分類区分「役務等の提供」の大分類「企画・製作」、小分類「アンケート・計画策定」に登録されている者

※ 参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、介護保険課に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、7 月 18 日（金）までに入札参加資格審査の申請を行うこ

と。また、島根県電子調達システムからの申請となるため、「浜田市」のみ選択すること。

- (3) 公告（公募）の日から契約の相手方として決定されるまでの間、「浜田地区広域行政組合において浜田市の訓令を準用する訓令第1条第13号」の規定により準用する浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 第9期計画策定において中国地方での実績を複数有していること。（調査業務のみは対象外とする。）
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を3回以上更新した実績を有する法人であること。（法人認定ではない担当者の個人資格及び更新申請予定、更新中は対象外とし、更新完了し証書の提出が可能な状態に限る。）

5 受託候補者の選定

- (1) 受託候補者の選定方法は、受託候補者を選定するための提案書の提出を受け、企画提案書、金額、実績等により当組合がその内容を審査し、受託候補者を選定する。審査過程において提案者の説明が必要と判断した場合、別途日程調整の上、説明を求める。
- (2) 選定された方は、本委託業務を受託することができる。当組合は選定された方と別途協議のうえ契約を締結する。

6 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～令和7年7月29日（火）
質疑受付	令和7年7月24日（木）正午まで
質疑回答	随時回答
参加表明（参加表明書の提出）	令和7年7月29日（火）正午まで
参加資格審査結果の通知	令和7年7月30日（水）
企画提案書の提出	令和7年8月21日（木）正午まで
プレゼンテーション審査の実施	令和7年8月27日（水）午後
審査結果の通知	令和7年8月28日（木）以降

7 仕様書等の交付方法

浜田地区広域行政組合ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス（<https://www.hamadakouiki.jp/>）

8 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問については、質疑書（別紙3）にて受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問についての回答は行わない。

- (1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【プロポーザル質問】第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査業務」として、介護保険課へ提出すること。

電子メール：kaigo@hamadakouiki.jp

(2) 回答方法

浜田地区広域行政組合ホームページへ掲載します。

9 参加表明書の提出

(1) 提出方法

「浜田地区広域行政組合において浜田市の訓令を準用する訓令第 1 条第 14 号」の規定により準用する浜田市プロポーザル方式実施要綱に基づき、介護保険課宛に、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(2) 提出書類について

用紙サイズは原則 A4 とする。

ア 参加表明書（様式第 1 号） 1 部

イ 会社概要（様式任意） 1 部

ウ 実績調書（別紙 1） 1 部

エ 本業務の推進体制（別紙 2） 1 部

オ プライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を 3 回更新した実績を有する法人であることを示す書類の写し 1 部

(3) 参加資格確認結果

参加資格の有無について、参加表明書提出者に対し通知する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出方法

介護保険課宛に、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(2) 提出書類について

ア 企画提案書（様式任意）10 部（正本 1 部、副本 9 部）

提案書については次の事項を必ず明記すること。

(ア) 本事業の実施方針

(イ) 本業務についての具体的な提案

(ウ) 第 10 期介護保険事業計画に関すること（令和 8 年度業務）※

(エ) 個人情報の取扱いについて

(オ) 工程計画

※ 第 10 期介護保険事業計画策定支援業務仕様（令和 8 年度）（案）を基に令和 8 年度業務についても提案を行うこと。ただし、提出された企画及び参考見積額において契約を約束するものではない。

イ 提案書には、以下を記した表紙を添付し、代表者印を押印すること。

(ア) 表題「第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査業務」

- (イ) 提出年月日
- (ウ) 事業所名及び代表者名
- (エ) 連絡先（担当者名、所属部署、事業所住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）
- ウ 見積書（様式任意）1 部
- エ 令和 8 年度に予定する計画策定業務に係る参考見積書（任意様式）1 部

11 プレゼンテーション

浜田地区広域行政組合プロポーザル方式選定審査会において、あらかじめ定められた評価項目により専門技術適正、組織執行体制、経験実績、見積価格の適正さ、企画提案内容などを総合的に審査、評価を行い、委託予定事業者（候補者）を選定するものとする。

(1) プレゼンテーションの実施について

- ア 日時 令和 7 年 8 月 27 日（水） 午後（詳細日程は別途連絡）
- イ 場所 浜田地区広域行政組合 エコクリーンセンター2 階研修室
〒699-3161 島根県江津市波子町口 321-1
- ウ 出席者 3 名以内（業務を受託した際に、実際に管理責任者等となるものが必ず出席すること。）

エ 実施方法

プレゼンテーションの持ち時間は 20 分程度とし、プレゼンテーション終了後、10 分程度で質疑応答を実施する。

パワーポイントの使用可。ただし、表示内容は企画提案書の抜粋とし、企画提案書に記載のない表示を行ってはならない。パワーポイントを使用する事業者は、事前に介護保険課へ連絡を入れること。

(2) 評価及び結果の発表

参加事業者のプレゼンテーション終了後、下記（3）の評価項目により審査会が評価・採点を行い、後日速やかに評価結果を通知する。評価項目の具体的配点等については、提案書の提出要請前に審査会において決定する。

審査会では、あらかじめ定められた評価項目により委託予定事業者（候補者）として選定し、当組合と委託契約の締結権を有するものとする。（契約の前後において、諸事情により契約の締結又は業務の執行が困難となった場合は、次点の業者がその権利を得るものとする。）

(3) 評価項目

提案書評価基準に基づき評価する。

(4) 審査会の構成

審査会の委員構成は、別に定めるものとする。

12 選定結果

選定結果は、選定後全ての提出者に文書で通知する。また、選定された事業者名及び評価結果については、公表の対象とする。

13 費用

提案書の作成及びプレゼンテーション等、今回の提案に要する全ての費用は提出者の負担とする。

14 失格

次の各号に該当した場合、失格とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 当該案件に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合

15 その他

- (1) 提案書の提出は1案のみとする。
- (2) 提出された提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された全ての書類の返却及び他社への公開は行わない。
- (4) 選定における内部の審査情報は公開しない。
- (5) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 選考提案内容をそのまま実施案とするとは限らない。

【提出先・問い合わせ先】

浜田地区広域行政組合 介護保険課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（浜田市役所北分庁舎内）

TEL：0855-25-1520 FAX：0855-25-1506

Mail：kaigo@hamadakouiki.jp

担当者：西川・下岡